

2014年に福井地裁で関西電力大飯原発3、4号機(福井県)の再稼働を認めない判決を出した樋口英明元裁判長(66)が26日までに共同通信のインタビューに応じ、「国民の命と生活を守るのが裁判所の使命だ。東京電力福島第1原発事故で、どうした場合に過酷事故になるかはっきりしたのだから、それに従って考えればいい」と判決に至った経緯を語った。

福井地裁元裁判長 樋口 英明氏



福井地裁元裁判長の樋口英明氏に答えるインタビュー

見を尊重し、司法は行政の手続きに不合理な点があるかどうかを判断するとして1992年の伊方原発訴訟最高裁判決の考え方が踏襲されることが多い。金沢支部判決もそれを踏まえ、原発の新規制基準や大飯原発が新基準に適合するとして規制委の判断を合理的と認めた。

「何を判断するのかという心構えを持って臨んでほしい」と求めた。

一審判決には、原発停止による電力供給コストの上昇を「国富の流出」などとする意見に対し「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができないことが国富の喪失である」と述べるくだりがある。

これについて樋口氏は「真の保守にも革新にも、納得してもらえないように考え抜いた文章だ」と明かした。

「国民の命守るのが使命」

大飯差し止め判決経緯語る

樋口氏は「日本では珍しい強さの地震が原発にも来る可能性はあるのではないか」という具体的危険の話をしている。福島のような過酷事故が起きる具体的危険があったら、止めなくてはならない」と指摘。

大飯原発訴訟で争点となった、基準地震動(耐震設計の目安となる揺れ)を超える地震が来るかどうかについて「来ない」というのは悪魔の証

明に属する。いくら科学が進んでもこのような地震予知は不可能だ」と述べ、判決前の10年足らずの間に、国内の原発で基準地震動を超える地震が5回も起きた事実が決定的だったと振り返った。

今年7月の控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部が一審判決を取り消したことにについて「(一審で)どこが危ないか

具体的に書いたが全く無視された。原子力規制委員会の審査を通ったから心配するなどの答えになっていない」と批判。「3・11で原子力行政に対する信頼は世の中からなくなった。専門家の言うことだから信頼する」という目で見ると、何も見えなくなると訴えた。

原発訴訟では、専門家の知た今、原発の危険性を判断せず

樋口氏は「合理的」というのは、つじつまが合っているのではなく、福島のような事故を二度と起こさないという道理に合っているからだ。つじつまで判断するなら規制委にお墨付きを与えるだけになる」と反論。原発訴訟を担当する裁判官に対し「事故を経験した今、原発の危険性を判断せ